伊勢市公報

第 344 号
令和２年３月５日
木　曜　日

目　　次

頁

規　則
○　伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則　2

消防本部訓令
○　伊勢市警防規程　4

告　示
○　市議会定例会の招集について　25
○　伊勢都市計画第一種市街地再開発事業及び伊勢都市計画高度利用地区の変更について　26
○　放置自転車等の撤去及び保管について　27

公　告
○　公示送達　29
○　公聴会の開催について　30
○　公売公告兼見積価額公告　32
○　都市公園の供用開始について　40
○　農用地利用集積計画について　41

伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和２年２月 27 日

伊勢市長　鈴　木　健　一

伊勢市規則第３号

伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則

（設置）

第１条　伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第２号）第２条第２項の規定により、広報いせ印刷業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

（委員長及び副委員長）

第２条　選定委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第３条　選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

３　選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第４条　選定委員会の庶務は、情報戦略局広報広聴課において処理する。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市警防規程をここに公表する。

令和２年２月26日

伊勢市消防長　中　芝　育　史

伊勢市消防本部訓令第１号

伊勢市警防規程

伊勢市警防規程（平成17年伊勢市消防本部訓令第18号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　警防体制
第１節　警防本部等（第４条―第８条）
第２節　消防隊（第９条―第13条）
第３節　非常招集（第14条）
第４節　特別警備（第15条）
第３章　災害出動（第16条―第21条）
第４章　警防業務
第１節　警防活動（第22条―第27条）
第２節　任務（第28条―第30条）
第３節　訓練（第31条―第34条）
第５章　警防対策（第35条―第38条）
第６章　補則（第39条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この訓令は、火災その他の人為的な事故及び暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地すべりその他の異常な自然現象（以下これらを「災害」という。）を警戒し、鎮圧し、又は防除するために必要な事項を定め、消防の機能を十分に発揮させることにより、もって災害による人命、身体及び財産の被害を軽減すること

を目的とする。

（用語の定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　警防本部　災害に対応するための消防本部の組織をいう。

(2)　警防活動　災害の警戒、鎮圧、防除及び人命救助のために行う消防機関の活動の総称をいう。

(3)　警防業務　警防活動と密接な関係にある全ての業務をいう。

(4)　消防隊　指揮隊、警防隊、救助隊、救急隊又は水難救助隊をいう。

(5)　消防部隊　消防隊を組織的に編成したものをいう。

(6)　指揮隊長　災害現場において出動した消防部隊を統括指揮する者をいう。

(7)　火勢鎮圧　火勢が消防部隊の制御下に入り、拡大の危険がなくなったと指揮隊長が認めた状態をいう。

(8)　鎮火　再燃のおそれがないと指揮隊長が認めた状態をいう。

（警防責任）

第３条　消防長は、管轄区域内の消防事情の実態を把握し、これに対応する警防体制の確立を図るとともに、消防職員（以下「職員」という。）を指揮監督し、警防活動及び警防業務に万全を期するものとする。

２　消防署長（以下「署長」という。）は、消防長を補佐するとともに、消防長の命を受け所属職員を指揮監督し、災害現場における警防活動及び警防業務に万全を期するものとする。

第２章　警防体制

第１節　警防本部等

（警防本部）

第４条　警防本部は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場

合に消防本部に設置する。

（警防本部長等）

第５条　警防本部の長は、警防本部長とし、消防長をもって充て、災害事象全般を掌握するとともに、警防活動及び警防業務を統括する。

２　警防本部に警防副本部長を置き、次長をもって充て、警防本部長を補佐するものとする。

３　警防本部長に事故があるときは警防副本部長が、警防本部長及び警防副本部長ともに事故があるときは、あらかじめ警防本部長が指名した職員が、その職務を代行するものとする。

（警防本部の組織）

第６条　警防活動における警防本部の組織は、別図のとおりとし、その任務は、別表第１に掲げるとおりとする。

（警防本部の運用体制）

第７条　警防本部の運用体制は、次の各号に掲げる運用の区分に応じ、当該各号に掲げる課及び消防署によるものとし、災害の状況により警防本部長がその都度定めるものとする。

(1)　第１次運用　通信指令課及び消防署

(2)　第２次運用　通信指令課及び消防署並びに関係する課

(3)　第３次運用　全ての課及び消防署

（指揮支援等）

第８条　警防本部長は、災害の状況から判断して必要と認めるときは、警防本部（消防署を除く。）の職員を出動させ、現場活動の指揮支援又は災害現場活動に従事させるものとする。

第２節　消防隊

（消防隊の編成）

第９条　消防隊の編成は、次に定めるところによる。

(1)　指揮隊は、指揮車及びその所要人員をもって編成する。
(2)　警防隊は、消防ポンプ自動車、化学消防車、はしご自動車その他の車両及びその所要人員をもって編成する。
(3)　救助隊は、伊勢市救助業務実施規則（平成17年伊勢市規則第165号）に定めるところにより編成する。
(4)　救急隊は、伊勢市救急業務実施規則（平成17年伊勢市規則第164号）に定めるところにより編成する。
(5)　水難救助隊は、水難救助用器具を装備した水難救助隊員で編成する。

（隊長等）

第10条　指揮隊、警防隊、救助隊、救急隊及び水難救助隊に、それぞれ隊長を置く。

2　指揮隊の隊長は、消防司令以上の階級にある者を、警防隊、救助隊、救急隊及び水難救助隊の隊長は、消防士長以上の階級にある者をもって充てる。

（消防隊の名称）

第11条　指揮隊の名称は、指揮隊とする。

2　警防隊の名称は、警防隊に署所（消防署、分署又は出張所をいう。以下同じ。）名を冠したものとする。この場合において、同一名称となる警防隊が２以上あるときは、署所名の前に第１、第２等の序数を付するものとする。

3　救助隊の名称は、救助隊とする。

4　救急隊の名称は、救急隊に署所名を冠したものとする。この場合において、同一名称となる救急隊が２以上あるときは、署所名の前に第１、第２等の序数を付するものとする。

5　水難救助隊の名称は、水難救助隊とする。

（部隊の管理）

第12条　署長は、警防活動を行うため、常に緊急出動できる態勢を維持するように努めなければならない。

（警防体制報告）

第13条　署長は、消防署の隔日勤務交代後、速やかに警防体制を消防長に報告するものとする。

第３節　非常招集

（職員の招集）

第14条　警防本部長は、異常気象等により重大な災害が発生するおそれがある場合又は発生した災害の状況により、緊急に警防本部体制を強化する必要があると認めるときは、職員に対して非常招集の発令をすることができる。

２　非常招集を受けた職員は、直ちに参集しなければならない。

３　職員は、次に該当するときは、非常招集を待つことなく参集しなければならない。

(1)　大規模な災害により通信網が途絶えたとき。

(2)　伊勢市災害対策本部配備基準の種別に自らが該当するとき。

４　非常招集は、次に掲げる職員には適用しない。

(1)　休職中又は停職中の職員

(2)　疾病療養中の職員

(3)　市外に出張、入校又は派遣中の職員

(4)　その他消防長が招集する必要がないと認めた職員

第４節　特別警備

（特別警備の実施）

第15条　消防長は、異常気象、各種行事の開催等により災害発生の危険が事前に予想されるときは、特別に警備を実施するものとする。

第３章　災害出動

（消防隊の編成）

第16条　警防本部は、災害の種別、規模、発生場所、状況等に適合した消防隊の編成を行うものとする。

（消防隊の出動）

第17条　消防隊の出動は、伊勢市消防通信規程（令和元年９月１日伊勢市消防本部訓令第１号）第13条第１項の規定による指令通信を受けたときに行うものとする。ただし、署所に直接、通報があった場合その他緊急又は特別の措置を要する場合は、この限りでない。

（出動種別）

第18条　消防隊の災害出動の種別は、次に掲げるとおりとする。

(1)　火災出動　火災防ぎょ活動を実施するための出動

(2)　救急救助出動　救助活動を実施するための出動

(3)　救急出動　救急活動を実施するための出動

(4)　警戒出動　災害が発生するおそれのある状況を覚知した場合に当該事象を確認するための出動又はガス若しくは危険物の漏洩、飛散、流出等の事故その他の事故により災害発生が予想される事象への出動

（応援出動）

第19条　応援出動は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条、第43条若しくは第44条の規定による出動又は関係機関との協定によるほか、消防長が必要と認める場合に出動するものとする。

（広域消防受援）

第20条　本市の消防力では対応できない大規模な災害の発生に際しての措置については、伊勢市消防受援計画に定めるところによるものとする。

（大規模災害等への対応）

第21条　大規模な災害への対応については、この訓令に定めるもののほか、伊勢市地域防災計画に定めるところによるものとする。

２　特殊災害発生時又は一時的に多数の傷病者等が発生する救急事象への対応については、伊勢市地域防災計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第４章　警防業務

第１節　警防活動

（警防活動の原則）

第22条　災害現場における警防活動は、被害の軽減を目的とし、次に掲げる原則によらなければならない。

(1)　人命の危険排除を優先した活動をすること。

(2)　指揮隊長の指揮のもとに、統制ある活動をすること。

(3)　各隊相互間の連携を密にし、消防機械器具及び消防対象物の設備を効果的に活用すること。

(4)　災害等の状況、推移等を的確に把握し、危害防止の徹底を図ること。

（現場指揮）

第23条　警防活動における現場指揮は、指揮隊長が行うものとする。

（緊急措置等）

第24条　指揮隊長は、火災の現場において、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第23条の２第１項、第29条第２項若しくは第３項又は第30条第１項（法第36条の２の２において準用する場合を含む。）の規定を適用する必要があると認めたときは、状況を的確に判断して所要の措置を講じ、その状況及び講じた措置を速やかに消防長に報告するものとする。

２　消防隊（指揮隊を除く。）の隊長は、火災の現場において、指揮隊長が現場に到着する前又は緊急の必要があり指揮隊長の命を受けることができない場合で、前項に規定する措置を講じたときは、その状況及び講じた措置を速やかに指揮隊長に報告するものとする。

（再出火の防止）

第25条　指揮隊長は、火勢鎮圧した場合において、別表第２に定める基準に基づき残火処理を適切に行い、再出火の防止に努めるものとする。

２　指揮隊長は、鎮火後において、その現場を引き続き警戒する必要があると認めたときは、消防隊を指定して警戒を行うものとする。

（安全管理）

第26条　消防隊の隊長は、災害現場の状況及び自己隊の隊員の活動状況を的確に把握し、安全確保のため必要な措置を講ずるものとする。

２　消防隊の隊員（以下「隊員」という。）は、安全管理の基本が自己にあることを認識するとともに、隊員相互が安全に配慮し、危害防止に努めるものとする。

３　隊員は、警防活動中に危険を予知したときは、直ちに自己隊の隊長に報告しなければならない。

（警防活動報告等）

第27条　署長は、火災出動をしたときは、火災出動報告書（様式第１号）により、速やかに消防長に報告するものとする。

２　消防隊の隊長は、火災出動をしたときは、隊別火災活動報告書（様式第２号）により、警戒出動をしたときは、警戒出動報告書（様式第３号）及び隊別警戒出動報告書（様式第４号）により、その状況を速やかに署長に報告するものとする。ただし、救急救助出動及び救急出動に関する活動報告については、別に定める。

第２節　任務

（指揮隊長）

第28条　指揮隊長の任務は、次に定めるとおりとし、災害現場における消防部隊の中枢として最大の警防活動効果を上げるよう努めるものとする。

(1)　現場指揮本部及び出動各隊を統括指揮すること。

(2)　災害状況を把握すること。

(3)　警防活動の方針を決定すること。

(4)　消防部隊の増強又は縮小を決定すること。

(5)　必要資機材の増強を決定すること。

(6)　現場通信の適切な運用等の処置を講ずること。

(7)　警戒区域の範囲を決定すること。

(8)　人命の救出に関し必要な処置を講ずること。

(9)　隊員の安全確保を図ること。

(10)　必要に応じ現場広報を行うこと。

(11)　消防対象物の関係者等に対する連絡及び指示を行うこと。

(12)　火勢鎮圧及び鎮火を認定すること。

(13)　前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2　指揮隊長は、上位の者が現場に到着したときは、災害の状況及びその警防活動の概要を速やかに報告するものとする。

3　前項の場合において、上位の者は、報告内容等から判断して自ら指揮をとる必要があると認めるときは、第１項の規定にかかわらず、指揮宣言をして部隊指揮を執るものとする。

4　指揮隊長は、災害の状況又は警防活動の経過により必要があるときは、指名した者に部隊指揮を執らせることができる。

（隊長）

第29条　消防隊（指揮隊を除く。）の隊長は、指揮隊長の命を受け、速やかに自己隊の活動方針を決定して、警防活動に当たるものとする。ただし、命令を受けることができないときは、自己の判断によるものとする。

2　最先着の消防隊（指揮隊を除く。）の隊長は、指揮隊長が到着するまでの間、前条第１項及び第２項に規定する任務を行うものとする。

（隊員）

第30条　隊員は、自己隊の任務を的確に把握し、習得した技術を最高度に発揮して警防活動に当たるものとする。

第３節　訓練

（訓練の実施）

第31条　署長は、所属職員に警防活動上必要な知識及び技術について習熟させるため、計画的に訓練を実施するものとする。

（訓練の種別）

第32条　訓練の種別は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　部分訓練　消防隊の隊員としての基本的な行動技術、器具等の操作、取扱い等を習熟するために行うもの

(2)　基本訓練　自己隊の基本的な活動を主体とし、各消防隊隊員間の任務分担の自覚と連携、行動、操作技術を習熟するために行うもの

(3)　活動訓練　自己隊の任務遂行及び他隊との連携要領並びに各種資機材の活用等による複合的な活動技術を習熟するために行うもの

(4)　総合訓練　警防活動における隊相互の連携要領を得ることを基本とし、災害の状況判断及び対応等により、実災害に近い状況を想定した実践的な警防活動技術を習熟するために行うもの

（訓練実施体制）

第33条　消防長又は署長は、訓練の実施に当たっては、訓練の効果を上げるため、訓練の種別に応じ職員の中から訓練管理者及び訓練指導者を指定するものとする。

２　訓練管理者は、職員が訓練に専念できるよう常に良好な勤務環境を維持するとともに、職員の訓練成果を把握するものとする。

３　訓練指導者は、訓練管理者の指示を受け、職員の訓練が効果的かつ安全に行われるよう指導に当たるものとする。

（訓練計画）

第34条　訓練管理者は、消防長又は署長の承認を得て訓練の実施計画を定め、訓練の目標、重点事項及び内容をあらかじめ職員に周知しなければならない。

第５章　警防対策

（警防調査）

第35条　署長は、管轄区域内における警防活動に必要な情報等を把握するため、次に掲げる調査を実施するものとする。

(1)　地理水利調査

(2)　木造家屋密集地域調査

(3)　伊勢市救助業務実施規則第17条に規定する救助調査

(4)　伊勢市救急業務実施規則第31条に規定する救急調査

(5)　大規模建築物調査

(6)　中高層建築物調査

(7)　危険物施設調査

(8)　その他必要と認める調査

（警防計画）

第36条　署長は、警防活動が困難であると予想される地域、施設等について、当該活動を円滑に実施するために十分な資料等を備えた警防計画を策定するものとする。

２　署長は、警防計画を策定したときは、関係所属長に合議し、その内容を消防長に報告しなければならない。これを修正したときも、同様とする。

（届出に対する処置）

第37条　署長は、伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）第45条の規定による届出があったとき、又は警防活動上支障がある事象を

確認したときは、必要に応じ現地調査を行い、その内容を遅滞なく消防長に報告するものとする。

（活動の検討）

第38条　消防隊の隊長は、必要があると認めたときは、自己隊が行った警防活動について、検討を実施するものとする。

第６章　補則

（補則）

第39条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附　則

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第６条関係）

課　名	構成員	任務
総務課	総務課員	1　消防資材及び物資補給に関すること。 2　消防職員の宿営に関すること。 3　消防施設の被害状況調査に関すること。 4　人員、資器材等の輸送に関すること。 5　消防機械器具の使用の指導に関すること。 6　消防機械器具の修理に関すること。 7　公務災害に関すること。 8　広報に関すること。 9　警防本部長の特命に関すること。
消防課	消防課員	1　警防本部の運営に関すること。 2　災害情報及び活動状況の収集、分析及び記録に関すること。 3　消防職員及び消防団員の招集に関すること。 4　緊急消防援助隊等の相互応援に関すること。 5　関係機関との連携に関すること。 6　火災・災害等即報に関すること。 7　警防本部長の特命に関すること。
通信指令課	通信指令課員	1　消防隊の運用指令に関すること。 2　非常通信及び通信統制に関すること。 3　口頭指導に関すること。 4　気象予警報等の受理及び報告に関すること。 5　警防本部長の特命に関すること。
予防課	予防課員	1　消防対象物の資料に関すること。 2　危険物等の資料に関すること。 3　災害状況の調査に関すること。 4　災害状況等の広報に関すること。 5　警防本部長の特命に関すること。
消防署	消防署員	1　災害現場における警防活動に関すること。 2　災害現場活動の支援に関すること。 3　関係機関との連絡調整に関すること。 4　災害現場における消防団の運用に関すること。 5　警防本部長の特命に関すること。

別表第２（第25条関係）

消防隊による残火処理基準

<table>
<tr><th>程度</th><th>区分</th><th>場所</th><th>点検要領</th></tr>
<tr><td rowspan="6">ぼや・部分焼</td><td rowspan="5">外見上、鎮火の確認が困難な部分</td><td>1　小屋裏、天井裏、床下及びダクト、パイプスペース等のたて穴</td><td>1　点検口（押入れの天井部分）等から内部を視認する。
2　天井、床、ダクト等の一部を破壊して確認する。</td></tr>
<tr><td>2　モルタル壁等の二重壁内</td><td rowspan="2">1　変色部分等の表面を素手で触れて、温度を確かめる。
2　小屋裏を点検して、火気及び煙の有無を視認する。
3　二重壁の一部を破壊して確認する。</td></tr>
<tr><td>3　厨房等の火気施設周囲の鉄板張、内壁裏面</td></tr>
<tr><td>4　押入れ（天袋を含む。）、戸袋</td><td>内部を視認して、火気及び煙の有無を確認する。</td></tr>
<tr><td>5　瓦下地、畳の合せ目</td><td>外部から視認して、火気及び煙の有無を確認する。</td></tr>
<tr><td>消火確認が困難なもの（無炎燃焼又は深部火災になりやすいもの）</td><td>布団、マット、繊維類、紙、木材、木くずの類</td><td>水浸し状態であっても、水切れとともに深部に残った火種の燃焼力が強まるので、着火したと思われるものは、屋外の安全な場所に搬出等の処置をする。</td></tr>
<tr><td>半焼・全焼</td><td>火種の残りやすい部分</td><td>1　モルタル壁等の二重壁内
2　柱、梁、合掌等のほぞ部分
3　焼き堆積物（１及び２に掲げるもの）
4　強い放射熱を受けた隣接建築物
5　風下建築物の飛火危険箇所</td><td>ぼや・部分焼に準じて点検する。</td></tr>
</table>

備考

1　関係者等の立会いの下に実施するよう配意する。

2　破壊によらなければ確認できない部分は、関係者の承諾を得て、必要最小限の範囲内で実施し、未破壊部分については、特に監視及び警戒を行うよう関係者に説示する。

様式第１号（第27条関係）

火災出動報告書

消防長　様

署長

<table>
<tr><td>火災番号</td><td></td><td>火災種別</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">出火時刻</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">出火場所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">覚知情報</td><td>覚知（入電時刻）</td><td colspan="3"></td><td>指令時刻</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>覚知方法</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">火勢鎮圧時刻</td><td colspan="3"></td><td>鎮火時刻</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">気象情報</td><td>天候</td><td></td><td>風向</td><td></td><td>風速</td><td>m/s</td></tr>
<tr><td>気温</td><td>℃</td><td>湿度</td><td>％</td><td>積雪</td><td></td></tr>
<tr><td>火災警報</td><td></td><td>気象警報等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">り災程度</td><td>火元</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>延焼</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">要救助者</td><td colspan="3">名</td><td>救助活動</td><td colspan="2">有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">死傷者</td><td colspan="3">死者　名</td><td colspan="3">負傷者　名</td></tr>
<tr><td colspan="2">出動車両及び人員</td><td colspan="2">消防署　台　名</td><td colspan="2">消防本部　台　名</td><td colspan="2">消防団　台　名</td></tr>
<tr><td colspan="2">先着隊の出動途上の状況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">先着隊の現場到着時の状況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">活動内容</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

No.	隊名称	放水体形	隊長	出動	現場到着	放水開始	放水終了	引揚	帰署
	車両種別		出動人員	現場到着までに要した距離・時間		放水量	放水時間	使用水利	
1									
			名	km	分	m^3	分		
2									
			名	km	分	m^3	分		
3									
			名	km	分	m^3	分		
4									
			名	km	分	m^3	分		
5									
			名	km	分	m^3	分		
6									
			名	km	分	m^3	分		
7									
			名	km	分	m^3	分		
8									
			名	km	分	m^3	分		
9									
			名	km	分	m^3	分		
10									
			名	km	分	m^3	分		
11									
			名	km	分	m^3	分		
12									
			名	km	分	m^3	分		
13									
			名	km	分	m^3	分		
14									
			名	km	分	m^3	分		
15									
			名	km	分	m^3	分		
総放水量						m^3			
備考									

備考　部署した場合は、部署図を添付すること。

様式第２号（第27条関係）

隊別火災活動報告書

報告者　所属　　　　　　　　階級　　　　　　　氏名　　　　　　　　　印

火災番号		火災種別	
出火時刻			
出火場所			
覚知（入電）時刻		指令時刻	
火勢鎮圧時刻		鎮火時刻	
り災程度	火元		
	延焼		
死傷者	死者　　　名	負傷者　　　名	
出動時刻		現場到着距離	km
現場到着時刻		使用水利	
放水開始時刻		放水体形	
放水終了時刻		使用ホース	65㎜　本　50㎜　本　40㎜　本
引揚時刻		放水量	㎥
帰署時刻		放水時間	分
車両種別			
隊長		機関員	
隊員		隊員	
隊員		隊員	
出動経路			
出動途上の状況			
現場到着時の状況			
活動内容			
要救助者	名	救助活動	有　・　無
使用資機材			
備考			

備考　部署した場合は、部署図を添付すること。

様式第３号（第27条関係）

警戒出動報告書

報告者　所属　　　　　　　　　　　階級　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　印

番号		通報種別	
発生時刻	頃	災害種別	
覚知（入電）時刻		分類	
指令時刻		覚知方法	
発生場所			
発生場所区分		管轄署所	
地域		地区	
受付者氏名		通報者氏名	
通報者性別		通報者電話番号	
出動車両（署）	台	出動車両（団）	台
出動人員（署）	人	出動車両（団）	人
災害概要			
出動概要			

関係者	ふりがな 氏名	救急番号 年齢	住所 法人名・職名等	関係者種別
		 歳		
		 歳		
		 歳		
		 歳		
		 歳		

備考	

備考　部署した場合は、部署図を添付すること。

様式第４号（第27条関係）

隊別警戒出動報告書

報告者　所属　　　　　　　　　　階級　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

番号		通報種別	
発生時刻	頃	災害種別	
覚知（入電）時刻		分類	
指令時刻		覚知方法	
発生場所			
発生場所区分		管轄署所	
地域		地区	
車両種別		車両名称	
入電時刻		指令時刻	
出動時刻		現場到着時刻	
活動開始時刻		活動終了時刻	
引揚時刻		帰署時刻	
隊長		機関員	
隊員		隊員	
隊員		隊員	
現場到着距離	km		
出動経路			
現場到着時の状況			
活動内容			
使用資機材			
備考			

備考　部署した場合は、部署図を添付すること。

別図（第６条関係）

警防本部の組織

- 警防本部長（消防長）
  - 警防副本部長（次長）
    - 総務課
      - 庶務係
      - 経理係
    - 消防課
      - 消防係
      - 企画・消防団係
    - 通信指令課
      - 通信指令第１係、通信指令第２係、通信指令第３係
    - 予防課
      - 予防係
      - 危険物係
    - 署長
      - 消防署
        - 警備第１　指揮係、警防係、救助係、救急係
        - 警備第２　指揮係、警防係、救助係、救急係
        - 庶務係
        - 西分署　第１係、第２係
        - 御薗分署　第１警防係、第１救急係、第２警防係、第２救急係
        - 小俣分署　第１警防係、第１救急係、第２警防係、第２救急係
        - 二見出張所　第１係、第２係
        - 玉城出張所　第１係、第２係
        - 度会出張所　第１係、第２係

伊勢市告示第６号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和２年２月 18 日

伊勢市長　鈴　木　健　一

１　招集の日時　　令和２年２月 25 日（火）　午前 10 時

２　招集の場所　　伊勢市議会議場

伊勢市告示第７号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第２項において準用する同法第19条第１項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により次のとおり告示し、同条第２項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和２年２月20日

伊勢市長　鈴　木　健　一

１　都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画第一種市街地再開発事業

伊勢都市計画高度利用地区

２　都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

３　縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第８号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成25年伊勢市条例第19号）第12条第２項及び第13条第２項並びに第14条第１項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第２項の規定により告示します。

令和２年２月28日

伊勢市長　鈴　木　健　一

１　保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台　数
自転車	令和２年１月22日 午前10時30分	伊勢市駅周辺駐輪場 （伊勢市吹上１丁目地内）	10台
〃	〃	宇治山田駅第２駐輪場 （伊勢市吹上２丁目地内）	５台
〃	令和２年１月22日 午後１時30分	宇治山田駅第５駐輪場 （伊勢市岩渕２丁目地内）	２台
〃	〃	宇治山田駅前第６駐輪場 （伊勢市岩渕２丁目地内）	４台
〃	〃	宇治山田駅前第３駐輪場 （伊勢市岩渕２丁目地内）	10台
〃	令和２年１月22日 午後３時	宇治山田駅前第４駐輪場 （伊勢市岩渕１丁目地内）	６台
〃	令和２年１月30日 午前９時	山田上口駅前 （伊勢市常磐１丁目地内）	２台
〃	〃	宮町駅前 （伊勢市御薗町高向地内）	13台

計	52台

2　保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薗町高向地内）

3　保管期間

告示の日から60日間

4　保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第１項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5　連絡先

放置自転車等管理業務委託先　株式会社エボリューション

電話番号　080-1580-8974

伊勢市公告第５号

公　示　送　達

下記の者の差押調書（謄本)、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和２年２月17日

伊勢市長　鈴　木　健　一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏　　　名	住　　　所
省略	省略

伊勢市公告第６号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第１項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の変更に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和２年２月 17 日

伊勢市長　鈴　木　健　一

１　公聴会の開催日時及び場所

令和２年３月 16 日（月）午後７時から

伊勢市役所 東館５階５－３会議室

２　公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢都市計画学校の変更素案

伊勢都市計画用途地域の変更素案

３　申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

４　公述人の資格

伊勢都市計画道路の変更素案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

５　意見申出書の提出期限

令和２年３月２日（月）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

6　公述人の選定

意見申出書を提出された方のうちから市長が指定し、本人に通知します。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

7　公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

8　公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

9　都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課、二見総合支所生活福祉課、小俣総合支所生活福祉課、御薗総合支所生活福祉課、伊勢市立伊勢図書館及び伊勢市立小俣図書館

10　都市計画の素案の縦覧期間

自　令和２年２月17日（月）

至　令和２年３月２日（月）

11　その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成17年伊勢市規則第135号）の規定によります。

12　意見申出書の提出先及び問合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課　電話 0596-21-5591

伊勢市公告第７号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和２年２月20日

伊勢市長　鈴　木　健　一

記

公　売　財　産		別紙「公売財産概要書」のとおり
公　売　方　法		期間入札
公売の日　時	公売参加申込期間	令和２年４月10日（金）13時00分から 令和２年４月28日（火）23時00分まで
	入札期間	令和２年５月　８日（金）13時00分から 令和２年５月15日（金）13時00分まで
公　売　の　場　所		ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上
売　却　決　定　期　日		令和２年５月22日（金）13時00分
売却決定の場所		伊勢市総務部収納推進課
買　受　代　金　の　納　付　の　期　限		令和２年５月22日（金）14時30分まで
買　受　人　の　資　格　そ　の　他　の　要　件		国税徴収法第92条及び第108条に該当する者を除きます。
見　積　価　額		4,620,000円
公　売　保　証　金		470,000円
そ　　の　　他		「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。
（注）　次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

公 売 財 産 概 要 書

売却区分番号	Ｓ２－１
公売財産の表示	（土地の表示） 所　在　　伊勢市大世古３丁目 地　番　　708 番 地　目　　畑 地　積　　142 ㎡
見積価額	4,620,000 円
公　売保証金	470,000 円
公売条件等	1　地目は現況、地積は登記簿による。 2　境界については隣接土地所有者と協議すること。 3　公売財産は令和元年８月 20 日現在、雑草が繁茂する平坦地勢の雑種地である。過去に戸建住宅の敷地として利用されていたが、現在建物は取り壊されている。 4　公売財産は、近鉄・ＪＲ伊勢市駅の北西方約 1.2ｋｍ（道路距離）の戸建住宅等が建ち並ぶ既存住宅地域に所在する。 5　公売財産は北側及び東側で市道（北側有効幅員約 5.1～5.2m、東側有効幅員約 2.8～3.7m・舗装）に接面する。 6　公売財産が接面する市道は建築基準法第 42 条第２項道路であり、東側の有効幅員４m未満の箇所については約 0.2～0.6mのセットバックが必要である。 7　上水道の引込みはあるが、一つの取出しで２軒に分岐しているため、同時に使用すると水圧が弱い可能性がある。 8　公共下水道の認可区域内で供用開始済みであるが、公共汚水桝を設置保留しているため公費で設置可能である。（受益者負担金は賦課済） 9　令和元年８月 20 日現在、公売財産の西端部に簡易構築物（物置：概測約 2.7 ㎡）が所在している。 10　公売財産の北端部に中部電力所有の電柱が１本あり、東側を空中線が通っている。 11　敷地の一部に、木材やコンクリートの廃材が残置されている。 12　都市計画法　非線引都市計画区域（第一種住居地域） 指定建蔽率　60％、指定容積率　200％ 農業振興地域の整備に関する法律　農業振興地域外 13　公簿地目は畑であり、売買に際し、農地法第３条又は第５条の許可が必要である。 14　買受適格証明書の提出又は提示がないときは、公売に参加できない。

	15　権利移転及び危険負担の時期は、伊勢市農業委員会の許可又は届出の受理があったときとする。 16　伊勢市農業委員会によると、農地法上の賃借権等の設定はない。 17　消費税及び地方消費税は非課税財産である。

売却区分番号	Ｓ２－１

所　　在　　図

売却区分番号	Ｓ２－１

所　在　図

売却区分番号	Ｓ２－１

土地参考図(公図)

売却区分番号	Ｓ２－１

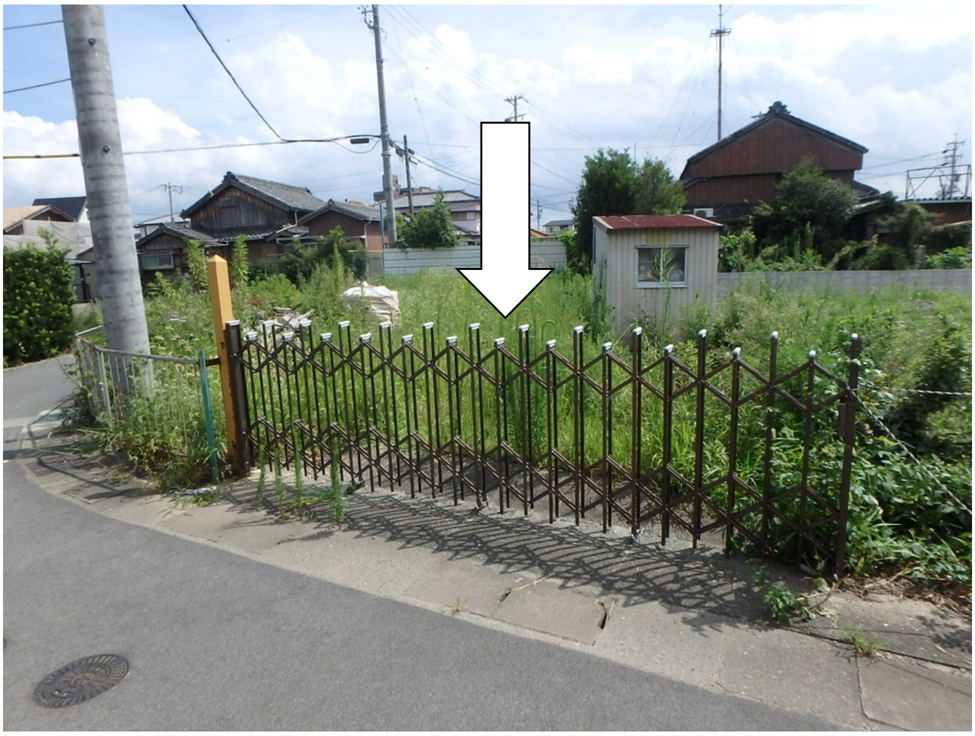

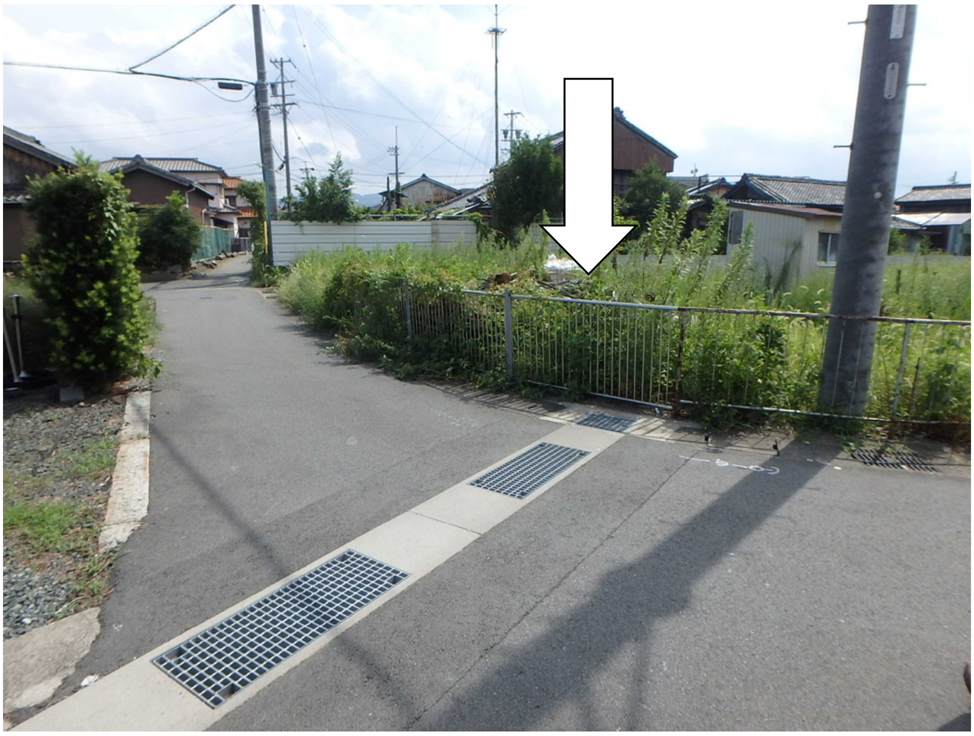

売却区分番号	Ｓ２－１

伊勢市公告第８号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第２条の２の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和２年２月 26 日

伊勢市長　鈴　木　健　一

名　　　称	位　　　　　置	区　域(㎡)
上地湯田野公園	伊勢市上地町字湯田野 4964 番１	138

供用開始の期日　　令和２年２月 26 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所　　伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間　　公告の日から２週間

伊勢市公告第９号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第１項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和２年２月28日

伊勢市長　鈴　木　健　一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。